



株式会社美杉観光バス

平成29年2月10日制定

乗務中における携帯電話・スマートフォンの 使用に関する社内規程

1. 乗務中の携帯電話の持ち込み及び使用禁止

- ▶ 乗務員（ガイド含む）の個人の携帯電話・スマートフォン[※]の車内での使用を禁止する。
※スマートフォンをナビ替わりに代用する場合、業務中のやむ負えない場合の2点に関しては、点呼時又は事前に運行管理者に使用許可書に記入し申告、許可を受けた者のみ車内に持ち込み必要最低限の使用とする。
- ▶ 携帯電話の使用とは**操作・通話・画面注視**を指す。
- ▶ 運転者以外の社員（ガイドや添乗員）が乗務する場合は相互確認し車内に持ち込みされていないか確認する。
- ▶ 乗務中（休息中以外）は携帯電話等を私的な目的で使用してはならない。



2. 携帯電話・スマートフォンの保管方法

- ▶ 乗務員の携帯電話・スマートフォンは会社が支給する専用ケースに入れトランク内に保管する。
- ▶ 運行管理者などが定期的に車内を巡回するなどし、保管方法が適正かを監視する。
- ▶ 本規程に反する者は就業規則や社内規程に基づき、乗務停止や懲戒処分も視野に入れ適正な処分を行うものとする。



3. 携帯電話・スマートフォン使用方法と営業所等からの連絡及び対応要領

- ▶ 運転者は業務目的であっても携帯電話を使用する場合は休憩地点や待機場所等の安全な場所に停車してから連絡を行うこととする。
- ▶ 営業所等から運転者に連絡を行う場合には、メールや留守番電話サービスを活用し、安全な場所に停車してから連絡を行うこととする。（急を要する場合は備え付けの無線機で対応することとする）



4. 遵守させるための措置

▶ 点呼時における措置として

運行管理者は点呼時に以下のことを実施すること。

- ①携帯電話等の電源がオフ又はマナーモードになっていることを確認すること。
- ②乗務中の携帯電話等の使用禁止規程の遵守を定期的に指示すること。
(点呼場に携帯電話使用禁止のポスターやパンフレットを掲示)
- ③乗務員台帳に乗務中の携帯電話・スマートフォンの使用しない事を宣言させてから自筆で記帳させる。

▶ 乗務中における措置として

運転者以外の乗務員が乗務する場合は、運転席付近への携帯電話・スマートフォンの持ち込みが無いことを相互に確認すること。

5. 規程の遵守状況の確認

ドライブレコーダーの活用

車内のカメラを通じ乗務中の携帯電話・スマートフォンの使用の有無を定期的に確認する。運行管理者は点呼時に以下のことを実施すること。

- ①携帯電話等の電源がオフ又はマナーモードになっていることを確認すること。
- ②乗務中の携帯電話等の使用禁止規程の遵守を定期的に指示すること。
(点呼場に携帯電話使用禁止のポスターやパンフレットを掲示)
- ③乗務員台帳に乗務中の携帯電話・スマートフォンの使用しない事を宣言させてから自筆で記帳させる。

▶ 乗務中における措置として

運転者以外の乗務員が乗務する場合は、運転席付近への携帯電話・スマートフォンの持ち込みが無いことを相互に確認すること。